

塩尻市市民交流センター自立・分散型エネルギー設備等導入工事
公募型プロポーザル募集要領

塩尻市交流文化部市民交流センター
令和6年4月

目次

第1 募集の趣旨.....	2
第2 対象工事の概要.....	2
第3 プロポーザル実施スケジュール.....	4
第4 参加資格.....	4
第5 配置技術者の配置条件.....	6
第6 参加表明及び資格要件の確認.....	6
第7 電子データの提供.....	8
第8 現地見学会の申込及び開催.....	8
第9 質問の受付及び回答.....	9
第10 技術提案書等について.....	9
第11 審査について.....	11
第12 契約手続き等.....	13
第13 失格事項.....	13
第14 その他.....	14

第1 募集の趣旨

本工事は、環境省の「地域レジリエンス・脱炭素を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入事業」補助金を活用し、平時の温室効果ガス排出抑制に加え、災害時の事業継続性の向上に寄与するエネルギー供給等の機能の発揮が可能な再生可能エネルギーを導入するものである。

導入する施設は、区分所有建物のため、開館を続けながら、可能な限り工期を短縮し、透明性・公平性の確保に十分留意した上で、技術能力、豊富な経験及び高い専門性を有する事業者から広く提案を公募する必要がある。また、民間事業者が有するノウハウ・創意工夫を総合的に評価することが必要であることから、公募型プロポーザル方式にて受注者を選定する。

第2 対象工事の概要

1 工事名

塩尻市市民交流センター自立・分散型エネルギー設備等導入工事（以下「本工事」という。）

2 実施条件

本工事に関する公募型プロポーザルは解除条件付きの募集であり、次の場合は、本件は提案を募集したことに留まり、工事は実施されないものとする。

- (1) 環境省の「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設等への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」への申請が不採択の場合
- (2) 議会の同意が得られないことにより、当該契約について議会から否決された場合

3 工事の内容

対象施設に、太陽光発電設備、蓄電池、高効率LED照明、高効率空調及びエネルギーマネジメントシステム等を導入し、温室効果ガス排出抑制と災害時に代替庁舎及び避難場所として事業継続を可能とするように設備改修を行う。詳細は図面、仕様書及び特記仕様書による。

4 施工箇所

塩尻市市民交流センター（長野県塩尻市大門一番町12番2号）

5 技術提案を求める具体的内容

テーマ	具体的内容
工程計画及び仮設計画	<ul style="list-style-type: none">・現時点で考えられる休館期間を短縮するための工程計画を提案し、策定のポイントを提案してください。・営業を継続しながら、施工を進めるための仮設計画の提案をしてください。・設備機器類について、工期内に工事が完了できるよう、調達の見込みをどのように考えているか提案してください。
施工体制	J V構成員がお互いの技術力を生かすための組織体制、連絡、指揮命令系統についてどのように考えているか提案してください。
災害時の緊急対応	災害時に本工事にて設置した設備が効果的に機能を発揮できるようにするため、施工者として対応できることがあれば提案してください。
価格提案	本工事の見積り書を提示してください。

6 工事期間

契約締結日から令和7年1月10日まで

7 契約上限額

1, 229, 481, 000円（消費税及び地方消費税含む）

8 事務局

塩尻市 交流文化部 市民交流センター 上條、南澤

住所 〒399-0736

塩尻市大門一番町12番2号

TEL 0263-53-3350

FAX 0263-53-3362

e-mail collabo@city.shiojiri.lg.jp 及び shisetsu@city.shiojiri.lg.jp

※2つのメールアドレスに送信すること。

※水曜日は休館日のため、電話及びメール対応は不可

9 留意事項

本工事の技術支援を塩尻市公共施設マネジメント課に依頼している。公共施設マネジメント課から参加者へ依頼等が行われた場合においては、これを監督員によるものとして対応すること。

第3 プロポーザル実施スケジュール

	内容	日時
1	募集要領等の公表・公開	令和6年4月1日(月)
2	参加表明書の提出期間	令和6年4月2日(火) 午前9時から 令和6年4月18日(木) 午後5時まで
3	参加資格結果通知	令和6年4月24日(水)
4	電子データの提供期間	令和6年4月1日(月) 午前9時から 令和6年4月17日(水) 午後5時まで
5	現地見学会の申込	令和6年4月1日(月) 午前9時から 令和6年4月9日(火) 午前12時まで
6	現地見学会	令和6年4月10日(水)
7	参加表明に関する質問書提出期間	令和6年4月2日(火) 午前9時から 令和6年4月8日(月) 午前12時まで
8	参加表明に関する質問に対する回答期限	令和6年4月12日(金)
9	参加表明以外に関する質問書提出期間	令和6年4月2日(火) 午前9時から 令和6年4月15日(月) 午前12時まで
10	参加表明以外に関する質問に対する回答期限	令和6年4月23日(火)
11	技術提案書の提出期間	令和6年4月25日(木) 午前9時から 令和6年5月9日(木) 午後5時まで
12	プレゼンテーション及びヒアリング 審査	令和6年5月14日(火)
13	審査結果通知	令和6年5月17日(金)
14	契約予定日	令和6年7月中旬

第4 参加資格

1 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる者（以下「参加者」という。）は、公告日から契約日において、次に掲げるすべての参加条件を満たす管工事、電気工事の２業種によって結成された異業種特定建設工事共同企業体（乙型（分担施工））（以後「異業種 J V」という。）とする。なお、異業種 J Vの各業種における特定建設工事共同企業体（甲型（共同施工））（以下「建設 J V」という。）の結成は任意とし、構成員数は２者又は３者とする。

（１）全構成員に共通する参加要件

- ア 令和５、６年度塩尻市入札参加資格に登録のある者。
- イ 塩尻市内に本社又は営業所等を有すること。
- ウ 塩尻市入札参加資格者に係る入札参加指名停止措置規定（平成２４年訓令第５号）に基づく指名停止期間中でないこと。
- エ 経営不振の状態（会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条第１項の規定に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条第１項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等をいう。）にないこと。
- オ 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当していないこと。
- カ 国税及び地方税に滞納がないこと。
- キ 塩尻市暴力団排除条例（平成２４年塩尻市条例第７号）第２条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。
- ク 構成員は、他の共同企業体の代表構成員又は構成員として、本プロポーザルに参加していないこと。

（２）異業種 J Vの参加要件

- ア 異業種 J Vは分担施工する業種について、塩尻市入札参加資格における「管」及び「電気」に登録のある者を構成員として結成すること。
- イ 建設 J Vを結成する場合の構成員数は２者又は３者とし、出資比率の最低限度基準は、２者の場合は３０パーセント以上、３者の場合は２０パーセント以上とする。
- ウ 異業種 J Vの代表構成員は、建設 J Vを構成する場合は、建設 J Vの代表企業から選出するものとする。

（３）管工事を分担する者の参加条件

- ア 塩尻市入札参加資格の管に登録があり、総合数値７２０点以上、新客観点数７０点以上の者とする。
- イ 管工事について、特定建設業の許可を有すること。建設 J Vの場合は、代表企業が有すること。

（４）電気工事を分担施工する者の参加条件

ア 塩尻市入札参加資格の電気に登録があり、総合数値750点以上、新客観点数40点以上の者とする。

イ 電気工事について、特定建設業の許可を有すること。建設JVの場合は、代表企業が有すること。

2 参加に対する制限

(1) 参加者一人につき一提案とする。

(2) 次に掲げるものは、参加資格を有していても本プロポーザルには参加できないものとする。また、参加者は次に掲げるものから直接又は間接に支援を受けることはできない。

ア 審査委員会の委員及びその家族

イ 審査委員会の委員及びその家族が主宰し、あるいは役員又は顧問となっている営利団体に所属する者

第5 配置技術者の配置条件

1 異業種JVの構成員は、各分担工事においてそれぞれ監理技術者を専任で配置すること。

2 監理技術者は、監理技術者資格証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

3 建設JVを組成する場合は、監理技術者を代表企業から配置し、代表企業以外の構成員は次の国家資格を有する主任技術者を専任で配置すること。

(1) 管工事の主任技術者は、一級又は二級管工事施工管理技士を有すること。

(2) 電気工事の主任技術者は、一級又は二級電気工事施工管理技士を有すること。

4 配置技術者は、公告日において参加者と3カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。また、配置技術者の交代は、死亡、傷病、退職等のようなやむを得ない場合を除き認めない。

第6 参加表明及び資格要件の確認

プロポーザルに参加を希望する事業者は、所定の参加申込書を提出期限内に提出すること。

1 提出期間

令和6年4月2日（火）から

令和6年4月18日（木）までの水曜日を除く午前9時から午後5時まで

2 提出方法

提出書類は、事務局に持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は必ず「書留郵便（配達時間帯指定郵便）」とし、提出期限までに送付物の到着確認を行うこと。また、

発送後に必ず事務局まで電話連絡を行うこと。なお配達時間は午前又は午後の指定とすること。

3 提出書類及び提出部数

- (1) 参加表明書（様式2） 1部
- (2) 異業種特定建設工事共同企業体構成員一覧（様式3-1） 1部
- (3) 各業種における特定建設工事共同企業体構成員一覧（各業種で建設JVを組成する場合）（様式3-2） 1部
- (4) 配置予定技術者一覧表（様式4-1又は4-2） 1部
- (5) 配置技術者の資格を確認できる資料 1部
- (6) 特定建設業許可通知書の写し 1部
- (7) 経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し 1部
- (8) JV等の協定書又はこれに準ずる書類（参考様式1～3） 1部

4 参加資格結果の通知

(1) 提出された参加申込書に基づき参加資格要件を確認した結果を、令和6年4月24日（水）午後5時までに、全ての参加者に郵送及びメールで通知する。なお、参加資格結果の通知とともに付与番号通知を行う。付与番号は、その後の提案書の作成及びプレゼンテーション及びヒアリング等（以下「ヒアリング等」という。）に使用する。

(2) 参加表明書を提出した者のうち、参加資格要件を満たさなかった者に対しては、該当しなかった旨とその理由を書面により通知する。当該通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して3日（塩尻市の休日を定める条例（平成元年条例第30号）第1条に規定する休日（以下「休日」という。）を含めない。）以内に、書面（自由様式）により、塩尻市長に対して非該当理由について説明を求めることができる。回答は、説明を求める書面を受理した日の翌日から起算して2日（休日を含めない）以内に書面により通知する。

ア 提出場所 事務局

イ 受付期間 午前9時から午後5時まで。（休日は含めない）

ウ 受付方法 原則としてFAX（回答を受ける担当者、電話番号及びFAX番号を併記すること）とする。なお到達したことを電話で、事務局担当者に確認すること。

エ 回答方法 原則としてFAXによる

第7 電子データの提供

1 申請期間

令和6年4月1日（月）午前9時から

令和6年4月17日（水）午後5時まで

2 提供資料

レジリエンス設計業務委託成果品（図面、積算参考資料、数量計算書）

3 提供方法

電子データを希望する場合は、事務局あてにメールで申請すること。提供媒体はCD-Rとし、事務局にて受領又は郵送とするので受領方法についてメール本文に記載し事務局と調整をすること。なお、電子データ申請の際、守秘義務誓約書（様式1）をメールに添付して提出し、後日事務局まで郵送すること。

第8 現地見学会の申込及び開催

1 受付期間

令和6年4月1日（月）午前9時から

令和6年4月9日（火）午前12時まで

2 申込方法

現地見学会に申込み場合は、現地見学申込書（様式5）に記入し、電子メールにて、PDFファイルで提出すること。メールの件名は「塩尻市市民交流センター プロポーザルに関する現地見学会申込（企業名）」とし、受信について事務局宛に電話し確認すること。なお、水曜日は休館日のため、翌日以降に電話にて確認をすること。

3 現地見学会

（1）日時

令和6年4月10日（水）午前9時から午後4時30分まで

（2）見学会内容

現地見学会は概ね一時間半程度を予定している。事務局にて事前に設定したルートを案内するが、特に希望がある場合は、現地見学申込書に記載すること。なお、安全性及びセキュリティの関係等により全ての希望に添えない場合がある。写真及び動画撮影については可能であるが、撮影する範囲については当日、事務局職員の同意を得ること。現地見学会での質問は受け付けない。質問がある場合は、本要領に従って別途質問をすること。

第9 質問の受付及び回答

1 参加表明に関する質問

(1) 受付期間

令和6年4月2日（火）午前9時から

令和6年4月8日（月）午前12時まで

(2) 提出方法

質問がある場合は、質問書（様式6-1）に記入し、電子メールにて、Word形式で提出すること。メールの件名は「塩尻市市民交流センター プロポーザル参加表明についての質問（企業名）」とし、受信について事務局宛に電話し確認すること。なお、電子メール以外での質問の受付は行わない。なお、水曜日は休館日のため、翌日以降に電話にて確認をすること。

(3) 回答

令和6年4月12日（金）までに、塩尻市ホームページにて公開する。回答内容は、本要領及び関係する資料の追加、修正として取り扱う。

2 参加表明以外に関する質問

(1) 受付期間

令和6年4月2日（火）午前9時から

令和6年4月15日（月）午前12時まで

(2) 提出方法

質問がある場合は、質問書（様式6-2）に記入し、電子メールにて、Word形式で提出すること。メールの件名は「塩尻市市民交流センター プロポーザル参加表明以外についての質問（企業名）」とし、受信について事務局宛に電話し確認すること。なお、電子メール以外での質問の受付は行わない。なお、水曜日は休館日のため、翌日以降に電話にて確認をすること。

(3) 回答

令和6年4月23日（火）までに、塩尻市ホームページにて公開する。回答内容は、本要領及び関係する資料の追加、修正として取り扱う。

第10 技術提案書等について

参加者は、次の提案書等の書類を提出すること。

1 提出期間

令和6年4月25日（木）から

令和6年5月9日（木）までの午前9時から午後5時まで

2 提出方法

提出書類は、事務局まで持参又は郵送により提出すること。郵送は必ず「書留郵便（配達時間帯指定郵便）」とし、提出期限までに送付物の到着確認を電話で行うこと。また、発送後に、必ず事務局まで電話連絡を行うこと。配達時間は午前又は午後の指定をすること。

3 提出書類及び提出部数

- (1) 提案書提出届（様式7） 1部
- (2) 技術提案書（様式8） 7部
- (3) 見積書（様式9） 1部
- (4) 電子データ 2枚

4 提出書類の作成方法

(1) 提案書提出届

代表者印を押印の上、提出すること。

(2) 技術提案書

ア 技術提案書は、A3片面横使いとし、テーマ1で1枚、テーマ2と3で1枚の計2枚とすること。

イ 本文の大きさは、原則10.5ポイント以上とすること。

ウ 参加者を特定することができる内容（企業名、社章等）を記載しないこと。

エ A4に折り込み左肩をステープラー綴じで提出すること。

オ 技術提案書テーマ

テーマ	具体的内容
【テーマ1】 工程計画及び仮設計画	・現時点で考えられる休館期間を短縮するための工程計画を提案し、策定のポイントを提案してください ・営業を継続しながら、施工を進めるための仮設計画の提案をしてください。
【テーマ2】 施工体制	JV構成員がお互いの技術力を生かすための組織体制、連絡、指揮命令系統についてどのように考えているか提案してください。
【テーマ3】 災害時の緊急対応	災害時に本工事にて設置した設備が効果的に機能を発揮できるようにするため、施工者として対応できることがあれば提案してください。

(3) 見積書

契約上限額を越えた見積りは失格とする。

(4) 電子データ

ア 電子媒体はCD-R又はDVD-Rとする。

イ 電子媒体には、技術提案書と見積書をPDF形式にて記録し、次の事項を表示したラベルを貼って提出すること。

(ア) 本工事名

(イ) 付与番号

(ウ) 参加者名

(エ) 作成日

5 その他

都合により参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式10）を提出すること。

第11 審査について

1 審査方法

(1) ヒアリング等審査

参加者に対しては、提案した提案書に基づくヒアリング等審査を非公開にて実施する。詳細は、参加資格確認結果と合わせて通知する。なお、リモートによるヒアリング等になる場合もあるので、通信環境について準備しておくこと。また、リモートによるヒアリング等に係る費用については参加者の負担とする。

ア 日時 令和6年5月14日（火）

イ 場所 塩尻市市民交流センター（塩尻市大門一番町12番2号）
3階 多目的ホール

ウ ヒアリング等審査時間

参加者によるプレゼンテーションの持ち時間は20分、その後、審査委員によるヒアリングを10分程度行う予定。

エ ヒアリング出席者

配置予定の監理技術者及びパソコン操作者を含め4名以内とする。なお、監理技術者の出席は必須とする。

オ その他

(ア) ヒアリング等は、参加者が提出した提案書及びそこに記載した内容をパワーポイント等にて表現したもののみとして、新たな内容の資料提示や動画、3D画像（映像）CG画像（映像）等は認めない。

(イ) ヒアリング等に使用するパソコンは参加者が各自用意するものとし、プロジェクター、スクリーン及びマイクは事務局で準備したものを使用する。マウス

やレーザーポインターは参加者が必要に応じて用意するものとする。なお、予備のプロジェクターの持込みは可能とする。

(り) 配置予定の監理技術者が出席しない場合は、参加を辞退したものとし、失格とする。ただし、やむを得ない理由で出席できない場合は、その出席できない理由を記載した書面をヒアリング等実施前日の午後4時30分までに事務局にメールにて提出し、必ず電話連絡を行うこと。その結果、出席できない理由が妥当であると判断された場合は失格とならないが、当該監理技術者に代わる第三者の出席は認めない。

(エ) ヒアリング等の実施時には、参加者を特定することができるような発言、着装を行わず、当日の資料にそのような記述を行わないこと。

(オ) ヒアリング等の順番は、事務局にて抽選で決定する。

(カ) その他、ヒアリング等に係る留意事項については、参加資格結果の通知書と合わせて通知する。

(2) 価格審査

提出された見積価格に基づき契約上限額との絶対評価にて事務局で審査する。

価格点 = $150 \times (1 - \text{提案者の見積価格} / \text{契約上限額})$

提案者の見積り価格が提案上限額の80%未満の場合、価格審査点は30点とする(小数点以下第三位四捨五入)。

2 評価項目及び配点

評価項目		配点
技術提案書評価点	技術提案書〈テーマ1〉	50
	技術提案書〈テーマ2〉	10
	技術提案書〈テーマ3〉	10
価格評価点	-	30
評価点合計		100

3 審査委員会

審査委員会は、次の3名の委員で組織する。

所属・役職
塩尻市 副市長
塩尻市 企画政策部長
塩尻市 交流文化部長

4 契約候補者の決定

ヒアリング等審査及び価格審査の合計点の最も高い参加者を最優秀者、次点を次点者として選定する。

5 審査結果

(1) 審査結果の通知

審査結果は、令和6年5月17日（金）に審査対象者全員に郵送及びメールにて通知する。

(2) 審査結果の公表

審査結果は塩尻市公式ホームページに次の項目を公開する。なお、技術提案書の内容は非公開とする。

ア 最優秀者及び次点者の名称

イ 参加者の評価点の合計

第12 契約手続き等

1 契約の締結

審査委員会で選定された最優秀者と契約交渉を行うが、次のいずれかに該当する場合は、その者との契約は行わない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当することとなった場合。
- (2) 塩尻市から入札参加資格制限を受けることとなった場合。
- (3) 提案書の無効が判明した場合
- (4) その他本要領に違反した場合

2 契約の成立

最優秀者と、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により見積書の価格内で随意契約を行う。ただし、最優秀者と契約が成立しない場合は、次点者と契約の交渉を行う。

第13 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者の本プロポーザルへの参加資格を満たさなかったものとみなし失格とする。

- 1 指定する提出方法によらず必要書類等が提出された場合。
- 2 指定する提出期限までに必要書類等が提出されなかった場合。
- 3 提出を求める必要書類等について、記載すべき事項が記載されていなかった場合。
- 4 見積額が契約上限価格を上回った場合。
- 5 提出を求める必要書類等について、作成方法に違反する表現が記載されている場合。

- 6 提出を求める必要書類等について、虚偽の内容が記載されていると判明した場合。
- 7 審査対象者がヒアリング等に出席しない場合。
- 8 本プロポーザル期間中に、本実施要領に定める手続き以外の方法により、審査委員会委員等関係者に対して直接的又は間接的に接触した場合。
- 9 参加資格要件に規定する参加資格要件を欠くに至った場合。
- 10 その他、本要領に違反した場合。

第14 その他

- 1 本プロポーザルに係る費用については、全額参加者の負担とする。
- 2 提出された書類等の著作権は、元来第三者に帰属するものを除き、それぞれの参加者に帰属するものとする。
- 3 提出された書類等の返却は行わない。なお、提出された資料及びその複製は、本業務の選考以外に提出者に無断で使用しないものとする。
- 4 市は、審査対象者の提案書を、本プロポーザルに関する公表等に必要と認めるときは、参加者の承諾を得ずに無償で使用できるものとする。提案書に含まれる第三者の著作権の公表等の使用に関しては、提案者が第三者の承諾を得ておくものとする。
- 5 提案書に基づく工事が履行できなかった場合は、契約金額の減額、損害賠償請求、契約解除、違約金請求等の措置を行う場合がある。
- 6 配置技術者は、原則として変更できないものとする。病休、死亡、退職等の極めてやむを得ない理由により変更を余儀なくされた場合は、同等以上の技術者を配置し、発注者の承認を得なければならない。
- 7 本工事の仕様については、仕様書に定めるほか、提案書に記載された内容を尊重し、発注者、受注者の協議の上で定める。
- 8 本プロポーザルは契約候補者の選定を目的とし、市は選定された提案書の内容に拘束されない。